

平成25年加美町議会第1回定例会会議録第3号

平成25年2月21日(木曜日)

---

出席議員(20名)

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
5番	高橋聡輔君	6番	木村哲夫君
7番	近藤義次君	8番	吉岡博道君
9番	工藤清悦君	10番	一條寛君
11番	佐藤善一君	12番	米木正二君
13番	沼田雄哉君	14番	猪股信俊君
15番	新田博志君	16番	伊藤淳君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

---

欠席議員 なし

欠員 なし

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋啓君
会計管理者兼課長	早坂宏也君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理室専門監	佐藤勇悦君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤肇君
町民課長	今野幸伸君

税 務 課 長	鈴木 裕 君
特別徴収対策室長	小川 哲夫 君
農 林 課 長	鎌田 良一 君
農業振興対策室長	鈴木 孝 君
森林整備対策室長	早坂 雄幸 君
商工観光課長	日野 俊児 君
企業立地推進室長	今野 伸悦 君
建 設 課 長	田中 壽巳 君
保健福祉課長	下山 茂 君
子育て支援室長	高橋 ちえ子 君
地域包括支援センター所長	渡邊 光彦 君
上下水道課長	田中 正志 君
小野田支所長	伊藤 裕 君
宮崎支所長	佐竹 久一 君
総務課長補佐	佐藤 敬 君
教 育 長	土田 徹郎 君
教育総務課長	竹中 直昭 君
生涯学習課長	猪股 清信 君
農業委員会事務局長	大類 恭一 君
選挙管理委員会委員長	早坂 信一 君
代表監査委員	小山 元子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐藤 鉄郎 君
次 長	二瓶 栄悦 君
総 務 係 長	藤原 みゆき 君
主 事	菅原 敏之 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 議案第 19 号 地方公営企業法の適用を受ける事業の剰余金の処分等に関する  
条例の制定について
- 第 3 議案第 20 号 加美町母子生活支援施設条例の一部改正について
- 第 4 議案第 21 号 加美町営住宅条例の一部改正について
- 第 5 議案第 22 号 加美町下水道条例の一部改正について
- 第 6 議案第 23 号 加美町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 7 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民  
館）
- 第 8 議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民  
館）
- 第 9 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民  
館）
- 第 10 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）
- 第 11 議案第 28 号 土地の取得について
- 第 12 議案第 29 号 町道路線の認定について
- 第 13 議案第 30 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 14 議案第 31 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 15 議案第 32 号 加美郡障害程度区分審査会の共同設置に関する規約の変更につ  
いて
- 第 16 議案第 33 号 涌谷町の公の施設を利用することを廃止する協議について
- 第 17 議案第 34 号 涌谷町の公の施設を利用することの協議について
- 第 18 議案第 35 号 平成 24 年度加美町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 19 議案第 36 号 平成 24 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3  
号）
- 第 20 議案第 37 号 平成 24 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4  
号）
- 第 21 議案第 38 号 平成 24 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 22 議案第 39 号 平成 24 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3  
号）
- 第 23 議案第 40 号 平成 24 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 第24 議案第41号 平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）
- 第25 議案第42号 平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第43号 平成25年度加美町一般会計予算
- 第27 議案第44号 平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第28 議案第45号 平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第29 議案第46号 平成25年度加美町介護保険特別会計予算
- 第30 議案第47号 平成25年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第31 議案第48号 平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第32 議案第49号 平成25年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第33 議案第50号 平成25年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第34 議案第51号 平成25年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第35 議案第52号 平成25年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第36 議案第53号 平成25年度加美町水道事業会計予算
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

午前10時00分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、6番木村哲夫君、7番近藤義次君を指名いたします。

ここで、農林課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長でございます。

昨日の質疑の中で、吉岡議員から質問のありました田代放牧場の地目につきましては、山林でございました。以上、ご報告をさせていただきます。

---

#### 日程第2 議案第19号 地方公営企業法の適用を受ける事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（一條 光君） 日程第2、議案第19号地方公営企業法の適用を受ける事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

議案第19号地方公営企業法の適用を受ける事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましても、いわゆる地域主権一括法が公布されたことによりまして、地方公営企業における資本制度について地域主権の観点から見直しがなされたことにより、地方公営企業法の適用を受ける事業において生じた剰余金の処分等について、条例を制定するものでございます。

主な内容は、地方公営企業法の適用を受ける事業の剰余金の処分方法、欠損の処理方法等について基準等を定めるものであります。

平成23年度の水道事業の剰余金の処分につきましては、昨年9月定例会において議会の議決をいただき行いましたが、本条例の制定により条例に基づき行うこととなるものでござい

す。お手元に議案資料として、条例の概要を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号地方公営企業法の適用を受ける事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第19号地方公営企業法の適用を受ける事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第20号 加美町母子生活支援施設条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第3、議案第20号加美町母子生活支援施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第20号加美町母子生活支援施設条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案件につきましても、いわゆる地域主権一括法が公布されたことによりまして、引用している施設基準等の題名が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

内容は、引用しております基準の題名の「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改正をするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号加美町母子生活支援施設条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第20号加美町母子生活支援施設条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 議案第21号 加美町営住宅条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第4、議案第21号加美町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第21号加美町営住宅条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましても、いわゆる地域主権一括法が公布されたことによりまして、施設基準等について町の条例で定めることとされたことに伴い、町営住宅の整備に関する基準等について定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

主な内容は、町営住宅等の整備基準として、健全な地域社会の形成、良好な居住環境の確保、費用の縮減への配慮を基本として定めることを加えるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号加美町営住宅条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第21号加美町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第22号 加美町下水道条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第5、議案第22号加美町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第22号加美町下水道条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましても、いわゆる地域主権一括法が公布されたことによりまして、施設基準等について町の条例で定めることとされたことに伴い、下水道の施設の構造の基準等について定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

主な内容としまして、排水施設及び処理施設の構造の基準等、終末処理場の維持管理に関する基準等について定める改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 関連内容についてお伺いします。

下水道の水洗化率が平成22年度のデータが今ちょっとここにあったんですが、中新田地区は74%で小野田地区は64.5%、宮崎地区は75.6%というデータがあったんですが、今現在でどれくらいの進捗状況になっているのか、お伺いしたいということ1点と、あと町のほうも公共の建設物についての耐用年数とか、維持管理についてのお話があったんですが、下水道を敷設してからまだまだ日が浅いわけなんですけど、どれくらいの耐用年数を見ているのか。新しいもっと堅固な、堅牢なものにするというふうなこの内容があるんですが、大体何年ぐらいの耐用年数を見ているのか、今の時点でわかりましたらお伺いします。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長です。お答えいたします。

まず、第1点目に、下水道の水洗化率なんですけれども、これにつきましては平成24年の3月末現在なんですけれども、74.24%の水洗化率になっております。

それから、下水道施設の耐用年数、それから維持管理についてなんですけれども、施設関係につきましては50年の耐用年数になっております。それから、管渠関係につきましては70年の耐用年数でございます。それで、維持管理につきましては、現在中新田浄化センターにつきましては長寿命化計画を進めていまして、平成25年度新年度予算にも計上させていただいておりますけれども、施設管理を今後進めていく予定にしております。以上でございます。（「地区ご



との普及率、出せます」の声あり)今資料を町1本で持っていますので、後で報告させていただきます。以上です。

○議長(一條 光君) そのほか。7番近藤義次君。

○7番(近藤義次君) 議案に関する資料の34ページに、「ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り」というような項目になっておりますけれども、大変な経費がかかると思うんですけれども、その辺の計画はあるんですか。

○議長(一條 光君) 上下水道課長。

○上下水道課長(田中正志君) 上下水道課長です。

資料の34ページの……(「4」の声あり)(4)ですね。これらにつきましては、施設のどうしても汚水関係のものを扱っていますので、構造的にこういうステンレス等の腐食しにくい材料でより耐久性を持つそういう材料を使うということでここに載せております。以上でございます。

○議長(一條 光君) 7番近藤義次君。

○7番(近藤義次君) ステンレス、大分高いべからさ、そういうようなことが実施することができるのかどうかということです。

○議長(一條 光君) 上下水道課長。

○上下水道課長(田中正志君) お答えいたします。

一応構造的にこういうステンレス等を使うようなこのようにありますけれども、実際はステンレス等につきましては、その浄化センターとか施設内のいろいろな構造の中で、施設の中で部分、部分で使っているところもありますけれども、全てがこのようなステンレスを使用しているわけではございませんので、その辺ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長(一條 光君) そのほか、ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり)討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号加美町下水道条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、議案第22号加美町下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第 6 議案第 2 3 号 加美町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第 6、議案第 23 号加美町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第 23 号加美町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましても、いわゆる地域主権一括法が公布されたことによりまして、施設基準等について町の条例で定めることとされたことに伴い、水道事業の布設工事監督者等の配置や資格の基準等について定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

主な内容としまして、布設工事監督者の配置に関する基準、布設工事監督者の資格に関する基準、水道技術管理者の資格に関する基準を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 23 号加美町水道事業給水条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第 23 号加美町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第 7 議案第 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区  
公民館）

日程第 8 議案第 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区  
公民館）

日程第 9 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区  
公民館）

日程第10 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第7、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）、日程第8、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）、日程第9、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）、日程第10、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）、以上4件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第7、議案第24号、日程第8、議案第25号、日程第9、議案第26号及び日程第10、議案第27号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本議案は、加美町広原地区公民館の指定管理者として広原地区コミュニティー推進協議会会長青砥利次を、加美町鳴瀬地区公民館の指定管理者として鳴瀬地区コミュニティー推進協議会会長渋谷壽夫を、加美町賀美石地区公民館の指定管理者として賀美石地区コミュニティー推進協議会会長福田 宏を、加美町旭地区公民館の指定管理者として宮崎西部地区コミュニティー推進協議会会長高橋福継を、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

当該4地区公民館につきましては、地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の行事を行うことで、人づくり、まちづくりを総合的に推進し、地域活動の拠点となる施設として平成22年4月から指定管理者制度を導入し、各地区のコミュニティー推進協議会が指定管理者となり、地域活動の拠点としてその役割を担っていただいているところでございます。

平成25年度からの指定管理者の指定に当たりまして、これまで以上に地区の活動拠点となる地区公民館を地域との協働による管理・運営で、地域の特色を生かした事業展開や利用者の利

便性の向上を図ることができ、地域に密着した運営を行える団体として適当であると指定管理者選定委員会から報告がありましたので、本議会にご提案をさせていただくものでございます。

お手元に議案資料として、それぞれの地区公民館の概要について配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 議案に関する資料に基づきまして質問をさせていただきますが、40ページから43ページまでに各概要が明記されておりますが、その中におきまして、指定管理料がそれぞれ違うということでありまして、1つ目につきましては、人件費の関係ですが、非常勤館長が1名、事務職員2名は4つの施設とも同じですが、それぞれ人件費が違っている。これにつきましては交通費も含まれているのかなと思っておりますが、その辺についてお伺いします。

それから、事業費の関係ですが、報償費、これについてはそれぞれ館によつての事業展開がされると思うんですが、この辺の事業についての主管課等について、指導した上で助言関係でこういうその事業の内容、あわせてそれに伴う費用が盛り込まれているのか、まずお聞きをします。

○議長（一條 光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長お答えいたします。

初めの人件費については、議員さんおっしゃるとおりでございます。

2つ目の事業費の4つの館の違いでございますが、地区公民館におきましては各地区とも自主性を重んじた事業を展開してございますので、各地区から説明を受けて、それを認めた上での金額ということでご了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） そうしましたら、交通費を含めた人件費だという説明をいただきました。ちなみにですが、前回契約更新前とこれから更新を進めようとする関係ですが、館長並びに事務職員の人件費が額が変更されたのか、あわせまして額までお示しをいただきたいと思います。

あわせまして、事業費の関係でございますが、自主性に任せているということの説明をいただきましたが、各指定管理をするに当たりまして、主管課がそれぞれの指定管理者を指導、助言ということも必要じゃないかと思っておりますので、その辺について余りにも事業費の額が、一方は3万円前後、一方は25万円という相当開きがありますので、その辺の事業関係の指導、助言

についてさらにお聞きします。

○議長（一條 光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長お答えします。

まずもって、最初の報酬につきましては、これまでは……、館長につきましては金額は変わってございませんが、事務職員につきましては月額を上げてございます。13万7,200円を14万800円に上げてございます。これは町の非常勤、臨時職員が上げたということもございまして、それに勘案して報酬額を上げたものでございます。

それから、指導的立場となります中新田公民館、宮崎公民館の指導も先ほどの事業費については指導をしているところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） ちょっとくどいふうになりますけれども、そうしましたら各主たる公民館で指導されているということですが、もしこの各4施設の事業の内容等がおわかりでありましたら、お話をいただきたいんですが。

○議長（一條 光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長お答えします。

まずもって、これは実績報告として上がってきております平成23年度の事業報告でございまして、広原地区につきましては、春の野外写真撮影、秋の野外写真撮影、あと夏のコミュニティー祭り、秋のコミュニティー祭り、冬の大ほら吹き大会、これはいずれも公民館と、そしてコミュニティー推進協議会の共催という事業でございます。鳴瀬地区につきましては、パークゴルフ大会、収穫感謝コミュニティー祭りということで、これも推進協議会との共催で実施しているものでございます。賀美石地区公民館につきましては、ニュースポーツ大会、夏祭り、秋祭りということで報告をいただいております。最後に旭地区公民館ですが、旭地区夏祭り、西部地区雪祭りとあります。ただ、旭地区につきましては事業費ではなく講師謝礼という方向で金額を使用しているようでございます。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。7番近藤義次君。マイクお願いします。スイッチ。

○7番（近藤義次君） 大体事業費、人件費434万円差し引くと180万円から700万円ぐらいしか残らないんだよね。そんなことで1年の事業が活発にできるのかどうか、教育長、その辺お尋ねいたしたい。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 確かに事業をやる限りはお金が必要であるというふうなことで、本当にもっと予算等を配分できればというふうなところですが、なかなかそうもいかないという限られた中で、本当にコミュニティーの力というふうなことでカバーしていただいているという状況でございます。

○議長（一條 光君） 10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 体育施設をオーエンスを更新した際、指定期間が5年間だったような気がするんですけども、今回更新で3年間ということでありますけれども、この辺の5年と3年の違いは何だったのか。

○議長（一條 光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長お答えします。

体育施設の場合は初期が3年で2回目が5年ということで進めてまいりましたが、地区公民館につきましては5年という案も出ておりました。ただ、物価の高騰と申しますか、いろいろな事業費とか単価とか、そういうものを考えますと、小まめにしたほうが地区公民館の管理する上でもよりよい方向じゃないかということから、今回はあくまで3年というふうにしたものでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 今度で更新になるわけですけども、今までの3年間について聞き取りと申しますか、やってみてどうだったか、そういったことを話し合う機会と申しますか、ヒアリングの機会のようなものがあつたのかどうか。一部聞こえてくるのは、「なかなか予算が厳しくて大変だな」と、「上がらないんですか」という声は聞こえるんですけども、その辺を踏まえて今回の設定なのか、その辺を伺います。

○議長（一條 光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長お答えします。

今回、更新に当たりまして、昨年9月でしたか、地区公民館の館長さん、それから指導的立場の公民館長さんに集まってお聞きいただきまして、いろいろとご意見を頂戴いたしました。確かに維持管理費となります、例えば小規模修繕、それからあとは光熱水費、これらについてはそれなりの要望が出ましたので、それについては前向きに検討して今回の金額をはじき出しているところもでございます。また、町職員にもお願いしているところですが、経費の節減、これらもでございますので、それも地区公民館のほうに何とかこの経費節減、そしてよりよい活動内容ということをお願いしたような話し合いを持ってございます。以上です。

○議長（一條 光君） そのほかございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 今の三浦議員、それから木村議員、近藤議員にも関連するんですけども、今回の指定管理料というのは公民館の運営、あとはその管理というようなことで出されている金額なんですけれども、課長にお願いなんですけれども、それぞれの公民館またはコミュニティー協議会が事業をやるために、生涯学習課または企画財政課から事業ごとに予算も事業運営費として出ているわけです。その辺に対してのご説明をいただければ、今までのご質問なされた方々の理解が得られると思いますので、その辺もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（一條 光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 今回の指定管理料のほかに、各スポーツの補助金としまして、例えば運動会、地域の運動会への助成は私どもの所管のほうで行っております。例えば旭地区民運動会、それから鳴瀬地区民運動会、そういうところには別に体育振興費のほうで支出している経緯がございます。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）の採決

を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

---

#### 日程第11 議案第28号 土地の取得について

○議長（一條 光君） 日程第11、議案第28号土地の取得についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第28号土地の取得についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町公共放牧場整備事業用地の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び加美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決に付すべき契約に該当しますことから、議会の議決を求めるものであります。

加美町公共放牧場整備事業につきましては、飼料基盤整備と放牧場の再編整備による地域畜産経営の安定合理化を目的とし、草地造成改良や草地整備、牛舎などの施設整備等の事業を実施するものであります。小野田地区の葉菜原の計画、他の個人11名の共有地について仮契約の手続きが整いましたので、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 土地を購入する場合のその土地の単価と申しますか、どのような算定で決定したのか、説明をお願いいたします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長お答えいたします。



不動産鑑定士の鑑定結果に基づいて地権者と協議をいたしまして契約をいたしました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 具体的に単価といいますか、畑、山林で大体平方メートル当たりとか、坪当たりというのはどのぐらいなのでしょう。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 単価は平米1,050円でございます。山林、畑、同じでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号土地の取得についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第28号土地の取得については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第12 議案第29号 町道路線の認定について

○議長（一條 光君） 日程第12、議案第29号町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第29号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案件は、宅地転用などによりまして生活道として利用が高くなっている路線の現況を見直し、3路線と整備済み公道1路線の計4路線で延長576メートルの町道認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。これによりまして、町道の路線数は955路線、総延長は74万2,424メートルとなるものでございます。

お手元に議案資料として、町道認定路線の一覧表及び位置図を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） この資料を見ますと、この4路線全て地元要望があったということであり  
ります。要望がなければ認定する考えはなかったのかなとも思えるわけではありますが、そこで  
町内の道路ですね。つぶさに日ごろ調査して、住民誰しもがひとしくこの快適な生活を送れる  
ようなそういった改良調査も必要かなと思うわけですが、当局の考えをお尋ねいたします。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長お答えします。

町道認定につきましては、このほかにも町内に農道あるいは町道という線引きがなされてお  
りますけれども、実際にこのほかにも今度宮崎地区の圃場整備にかかわりまして本換地が確定  
するというので、新たにその作業が終わってから町道に認定する予定になっている路線もご  
ざいます。あとはその地域のほかに主に農道になっているんですけれども、舗装なんかしてい  
ただきたいという住民の意見もありますけれども、そういった場合に一度農道のほうの整備で  
舗装も行える事業がありますし、その辺の現況を見ながら町道認定を今後も検討していきたい  
と思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 町道として認定しながら町道としての形態が伴っていないところもある  
ように見受けられます。今回、この路線番号9254、君ヶ袋であります。付近が大分狭いと思  
いますが、拡幅する計画はあるのかどうか。

そしてまた、この町道を認定するに当たっての基準なるものがあるのかどうか、あわせてお  
尋ねをいたします。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） お答えします。

ご質問の9254番の君ヶ袋堂田線なんですけれども、現場を見せていただきましたけれども、  
今現在集落道ということで舗装がなされている路線でございますけれども、その舗装が結構傷  
んでおりますし、その舗装の修繕を行いたいということで町道の予算でやりたいということで  
認定させていただきました。

また、その町道の認定する基準があるかということなんですけれども、まず町道として集落  
道とか幹線道ということで、これからの生活道路というか、整備を、この路線を直したらいい  
かということ、そういったものを全体的に考えながら町道の認定を行っていきたいと思います。  
基準というものは特にないんですけれども、例えば今全体で先ほど町長も説明していますが、  
相当の路線数が今町道の中でもありまして、なかなか全体を整備するというのはまだまだ追

ついていけない状況でございます。その中で優先的には皆さんが今生活道として利用している道路は、優先的にそういった状況を見ながら認定していきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第29号町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 日程第13 議案第30号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（一條 光君） 日程第13、議案第30号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第30号和解及び損害賠償の額の決定についてご説明を申し上げます。

本案件は、平成24年9月19日午前5時45分ごろ、委託先の運転手が運転する住民バスが小野田支所の車庫から始発の漆沢に向かう途中、加美町字新小路150番地2地先の町道から国道347号に出ようとし、一時停止をした後右折をし交差点に進入したが、国道を右側から走行してきた相手側車両に気づかず、交差点内で衝突し、人身損害及び相手方車両に損害を与えたことに対しまして、過失割合が町85%により損害額が決定したものでございます。和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものであります。

なお、直接相手方に支払われる自動車損害賠償責任保険金を除いた損害賠償金及び歳入の共済金につきましては、あわせて今回提出しております補正予算に計上しているものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第30号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第14 議案第31号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（一條 光君） 日程第14、議案第31号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第31号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、宮城県市町村職員退職手当組合規約について、共同処理する事務から財団法人の設立に関することを削除すること、組合の議会の議員の選挙の区域及び当該選挙の区域から選挙する議員数を変更することなどの規約の変更を行うものであります。一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定によりそれぞれ関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされ、同法第290条の規定によりその協議については議会の議決を経ることとされておりますことから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第31号宮城県市町村職員退職手当組法規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第15 議案第32号 加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約  
の変更について

○議長（一條 光君） 日程第15、議案第32号加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第32号加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、色麻町と共同設置している加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約について、根拠法令であります「障害者自立支援法」が平成25年4月1日より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に題名が改正されることに伴いまして、規約の変更を行うものであります。機関等の共同設置に関する規約の変更につきましては、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされ、同条第3項で準用する同法第252条2第3項本文の規定により、その協議については議会の議決を経ることとされておりますことから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第32号加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

---

日程第16 議案第33号 涌谷町の公の施設を利用することを廃止する協議について

日程第17 議案第34号 涌谷町の公の施設を利用することの協議について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第16、議案第33号涌谷町の公の施設を利用することを廃止する協議について、日程第17、議案第34号涌谷町の公の施設を利用することの協議について、以上2件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第16、議案第33号及び日程第17、議案第34号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第33号涌谷町の公の施設を利用することを廃止する協議について、議案第34号涌谷町の公の施設を利用することの協議については、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

涌谷町の公の施設であります町立城山保育所が平成25年3月31日をもって廃止されることに伴いまして、その施設を本町住民が利用することを廃止する協議、また、平成25年4月1日から城山保育所とひなた幼稚園を統合し、一貫した保育と教育を行う施設として町立さくらんぼこども園が開園することに伴い、その施設を本町住民が利用することの協議につきまして、議会の議決を求めるものであります。他の団体の公の施設の利用につきましては、地方自治法第244条の3第2項の規定により他の地方公共団体との協議により利用できることとされ、同条第3項の規定によりその協議については議会の議決を経ることとされておりますことから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号涌谷町の公の施設を利用することを廃止する協議についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第33号涌谷町の公の施設を利用することを廃止する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第34号涌谷町の公の施設を利用することの協議についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第34号涌谷町の公の施設を利用することの協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、上下水道課長、生涯学習課長より発言の申し出があります。初めに、上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長です。

伊藤議員の質問にありました地区別の下水道の整備率についてお答えしたいと思います。

中新田地区が76.84%、小野田地区が66.68%、宮崎地区が77.71%、町全体で先ほどお話ししましたように74.24%の進捗率になっております。以上です。

○議長（一條 光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長から、先ほどの指定管理者の議案の審議の際、三浦又英議員からの質問にありました人件費の違いについて、私は通勤手当というふうに答弁させていただきましたが、勘違いしておりまして、その違いにつきましては共済費でございまして、健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金が必要なときには拠出金、そして雇用保険料、労災保険料がございまして、これは年齢によって保険料掛け金が違うということで、4館に違いが出ているのは共済費が違うということでございます。

訂正しておわび申し上げます。